

## 亜硝酸態窒素に係る水質基準の設定等について

### 1. 概要

水質基準等については、平成 15 年の厚生科学審議会答申において、最新の科学的知見に従い、逐次改正方式により見直しを行うこととされ、厚生労働省では水質基準逐次改正検討会を設置し所要の検討を進めているところである。

平成 25 年 3 月開催の厚生科学審議会生活環境水道部会において了承された、亜硝酸態窒素等に係る水質基準等の見直しの方向性を踏まえ、次のとおり改正する。

#### (1) 水質基準の改正等について

平成 25 年 7 月 22 日付けで内閣府食品安全委員会より通知された、水道により供給される水の水質基準改正に係る食品健康影響評価（亜硝酸態窒素）に基づき、「水質基準に関する省令」（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）の一部を改正し、亜硝酸態窒素に係る基準（0.04mg/L）を追加するとともに、「水道法施行規則」（昭和 32 年厚生省令第 45 号）、「水道施設の技術的基準を定める省令」（平成 12 年厚生省令第 15 号）及び「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」（平成 9 年厚生省令第 14 号）並びに「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」（昭和 46 年厚生省令第 2 号）について、それぞれ所要の改正を行う（表 1）。

表 1 亜硝酸態窒素に係る水質基準等の設定案

		基準等（案）
水質基準		0.04 mg/L 以下であること
薬品基準		0.004 mg/L 以下であること
資機材材質基準		0.004 mg/L 以下であること
給水装置浸出性能基準	水栓その他末端給水用具	0.004 mg/L 以下であること
	末端以外の給水用具又は給水管	0.04 mg/L 以下であること
検査回数等 （水道法施行規則、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則）		「硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素」の項目と同等

加えて、関連する検査方法に係る告示について、それぞれ以下の改正を行う。

1) 「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」(平成 15 年厚生労働省告示第 261 号)

ア 水質基準項目の追加に係る検査方法の設定等

- ・亜硝酸態窒素に係る分析方法にイオンクロマトグラフ(陰イオン)による一斉分析法(別表第 13)を設定する。
- ・別表第 13 の「3 試料の採取及び保存」の項にて、試料に残留塩素が含まれている場合には、試料 1 L につきエチレンジアミン溶液(50mg/ml) 1 ml を加えることとする。ただし、亜硝酸態窒素の検査を行わない場合は、エチレンジアミン溶液の添加を省略することができることとする。
- ・表 1 に掲げる、亜硝酸態窒素に係る検水の濃度範囲を 0.004~0.4mg/L とする。

イ その他の事項

- ・ガスクロマトグラフー質量分析計を使用する別表(別表第 14、15、16、17、19、25、26、27、27 の 2、29) について、「純度 99.999 v/v % 以上のヘリウムガス」に限定していたキャリアーガスの種類を拡大し、同程度の検出感度が得られるキャリアーガスの利用を認める。
- ・その他所要の改正

2) 「資機材等の材質に関する試験」(平成 12 年厚生省告示第 45 号)

「3 分析方法」に規定する浸出液の分析方法に、亜硝酸態窒素に係る分析方法としてイオンクロマトグラフ法を追加する。

3) 「給水装置の構造及び材質の基準に係る試験」(平成 9 年厚生省告示第 111 号)

第 2 の「3 分析方法」に規定する浸出液の分析方法に、亜硝酸態窒素に係る分析方法としてイオンクロマトグラフ法を追加する。

(2) 水質管理目標設定項目に係る改正について

水質管理目標設定項目のうち、アンチモン及びその化合物、ニッケル及びその化合物、並びに農薬類の対象農薬リストに掲げる農薬のうち 2 物質(トリクロルホン及びメコプロップ) について、それぞれ目標値を見直し、健康局長通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」(平成 15 年健発第 1010004 号) を改正する(表 2)。

表2 アンチモン、ニッケル及び農薬類の目標値の見直し案

項目	現行目標値	新目標値 (案)
アンチモン及びその化合物	0.015mg/L 以下	0.02mg/L 以下
ニッケル及びその化合物	0.01mg/L 以下 (暫定)	0.02mg/L 以下
トリクロロホン (DEP) (殺虫剤)	0.03mg/L 以下	0.005mg/L 以下
メコプロップ (MCPP) (除草剤)	0.005mg/L 以下	0.05mg/L 以下

また、平成 25 年 3 月開催の厚生科学審議会生活環境水道部会において了承された農薬類の目標値の見直し案のうち、表 2 に掲げる 2 項目を除く農薬類 10 項目について、新たに目標値を設定し、上記の健康局長通知を改正する (表 3)。

表3 農薬類の目標値の設定案

項目	用途	現行目標値	新目標値 (案)
オキサジクロメホン	除草剤	—	0.02mg/L 以下
オリサストロビン	殺虫剤 殺菌剤	—	0.1mg/L 以下
カズサホス	殺虫剤	—	0.0006mg/L 以下
グルホシネート	除草剤 植物成長 調整剤	—	0.02mg/L 以下
ジチオカルバメート系農薬	殺虫剤 殺菌剤	—	0.005mg/L 以下 (二硫化炭素として)
チアジニル	殺虫剤 殺菌剤	—	0.1mg/L 以下
ピラクロニル	除草剤	—	0.01mg/L 以下
フェントラザミド	除草剤	—	0.01mg/L 以下
ベンゾビシクロン	除草剤	—	0.09mg/L 以下
メタム (カーバム)	殺虫剤	—	0.01mg/L 以下

## 2. 意見募集の実施等

①水質基準の改正等について、意見募集を行ったところ、「亜硝酸態窒素の水質基準項目への追加等について (案)」及び「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について」(表 1 関係) に対し、それぞれ 24 件、1 件の意見が寄せられた。

②検査方法の告示の改正について、意見募集を行ったところ、39 件の意見が

寄せられた。

③水質管理目標設定項目に係る改正について、意見募集を行ったところ、「アンチモン、ニッケル及び農薬類の目標値の見直しについて（案）」（表2関係）に対して4件、「農薬類の目標値の設定について（案）」（表3関係）に対して1件の意見が寄せられた。

④給水装置及び水道用資機材等の浸出性能基準等の改正については、「貿易の技術的障害に関する協定（TBT協定）」に基づきWTOへ通報し、平成25年9月23日から60日間（平成25年11月22日まで）加盟国からのコメントを受け付けたところ、各国より内容に関する質問・意見はなかった。

### 3. 今後の予定

1（1）に掲げる省令及び告示並びに（2）に掲げる通知等の改正を行い、いずれも平成26年4月1日から施行する。

#### <参考資料>

（参考1）食品健康影響評価の結果の通知について

（参考2）水質基準に関する省令等の一部改正案等に関する意見の募集の結果とその対応について（案）

（参考3）検査方法告示等の一部改正案に関する意見の募集の結果とその対応について（案）